東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第六十八号

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた地域において、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第一項第一号の規定により定められている周波数の使用の期限が到来する前に地上デジタル放送（同法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第百三条の二第四項第十号の二に規定する地上デジタル放送をいう。以下同じ。）の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、同法の特例を定めるものとする。

（特定周波数変更対策業務に係る周波数の使用の期限の特例）

第二条　総務大臣は、電波法第七十一条の二第一項第一号の規定にかかわらず、岩手県、宮城県又は福島県における同号に規定する特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっている状況及び当該状況の改善に必要と見込まれる期間を勘案し、平成二十四年七月二十四日を限度として延長することができる。

2　平成二十三年七月二十四日において前項の周波数を使用する無線局の免許の有効期間は、同項の規定により延長された当該周波数の使用の期限までの期間とする。この場合において、当該無線局の免許を受けている者は、当該無線局の免許状に記載された免許の有効期間については、電波法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

（電波利用料の特例）

第三条　前条第二項の規定により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、電波法第百三条の二第一項の規定にかかわらず、当該延長された無線局の免許の有効期間について、電波利用料を国に納めることを要しない。

第四条　第二条第二項の規定が適用される場合における電波法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とあるのは、「十の二　テレビジョン放送（人工衛星局　十の三　東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十八号）第二条第二項の規定によっている者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

政　令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十八号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号イの規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別表」の下に「（六の項を除く。）」を加える。

別表一の項（二十九）中「組立」を「組立て」に改め、同項（四十二）中「トリガー火花間げき」を「トリガー火花間隙」に改め、同項（四十六）中「遮へいする」を「遮蔽する」に改め、同表二の項（二）中「充てん用」を「充填用」に改め、同表四の項（二十一）中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改め、同表に次のように加える。

六	次に掲げる物資（（十六）から（二十四）まで及び（二十六）から（二十八）までに掲げる物資にあっては、五の項に掲げるものを除く。） （一）　牛の肉（冷凍したものに限る。） （二）　魚のフィレ（冷凍したものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。） （三）　キャビア又は魚卵から調製したキャビア代用物 （四）　アルコール飲料 （五）　製造たばこ又は製造たばこ代用品 （六）　香水類又はオーデコロン類